

第 4 次
地球温暖化防止魚津市役所実行計画
《令和 3 年度～令和 7 年度》

令和 3 年 3 月策定

魚 津 市

【目 次】

第 1 章	計画策定の背景	1
1	計画策定の背景	1
第 2 章	魚津市（事務事業）の環境負荷の状況	2
1	これまでの取組	2
2	第 3 次実行計画について	2
第 3 章	計画の基本的事項	7
1	計画の位置づけ	7
2	計画の目的	7
3	計画の期間	7
4	計画の対象範囲	7
5	算定方法	8
第 4 章	基本理念と数値目標	10
1	基本理念	10
2	総合目標	10
3	個別目標と配慮項目	10
第 5 章	取組項目	11
1	個別目標に関する取組	11
2	配慮項目に関する取組	13
3	その他の取組	14
第 6 章	計画の推進体制	18
1	推進体制	18
2	点検・評価	18
3	公表	18

第 1 章 計画策定の背景

1 計画策定の背景

地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、日本においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風や集中豪雨等による被害も観測されています。その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題となっており、将来世代にその影響を及ぼすことがないように喫緊の対策が求められています。

地球温暖化防止に関する対策として、国際的には、平成 27 年 12 月の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）において、全ての国が協調して温室効果ガスの削減に取り組む新たな国際枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。この中で、日本は、2030 年までに温室効果ガス排出量を 2013 年比 26%削減する目標を提出しています。

国内においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」により、国と全ての地方公共団体は、温室効果ガス排出抑制等のための実行計画を策定し、計画内容や実施状況について公表することが義務付けられています。また、平成 22 年度から、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）」により、地方公共団体においてもエネルギー使用量が一定基準以上である場合には、温室効果ガスの排出量について国への報告が義務付けられています。さらに、令和 2 年 10 月には菅首相の所信表明にて 2050 年までに CO2 の実質排出量をゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明されました。

魚津市では、平成 13 年に「環境保全のための魚津市役所率先行動計画」を策定し、また平成 18 年には、「地球温暖化防止魚津市役所実行計画」、平成 22 年より 5 年ごとに計画を策定し、地球温暖化対策に取り組んできました。さらに、令和元年 6 月には温室効果ガス削減運動である「魚津市 COOL CHOICE 宣言」を行い、令和 2 年 2 月には「ゼロカーボンシティ」に挑戦することを宣言しました。

平成 27 年度に策定した「第 3 次地球温暖化防止魚津市役所実行計画（以下「第 3 次実行計画」という。）」では、平成 26 年度を基準に平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間で、市役所の事務・事業により排出される温室効果ガスの排出量を 5 %削減することを目標に取り組んできました。

今回、第 3 次実行計画の計画期間の終期を迎えるにあたり、計画の見直しを行い新たに「第 4 次地球温暖化防止魚津市役所実行計画（以下「第 4 次実行計画」という。）」として再構築しました。魚津市としては、世界や国内の動向に適切に対応しながら、より一層温室効果ガスの排出削減を図り、市民や事業者にも率先して取組を推進することとします。

第2章 魚津市（事務事業）の環境負荷の状況

1 これまでの取組

平成28年3月に策定した第3次実行計画は、平成26年度を基準年とし、令和2年度までに本市の事務・事業による温室効果ガス総排出量を基準年比5%削減することを目標に取り組んできました。

具体的には、職員のノーマイカーデーの実施、機密文書リサイクル、容器・包装リサイクルに取り組んできました。また、環境に配慮した物品の調達を推進するため、魚津市グリーン購入調達方針の対象品目等を拡充しながら取組を継続してきています。平成24年4月には魚津市エネルギー管理マニュアルを作成し、施設や設備の適正管理によるエネルギー使用量の削減に取り組んでいます。また、夏季の省エネルギー対策として、5月から10月までの期間において、省エネルギーや、グリーンカーテンの設置、クールビズの推奨、ノー残業デーの月・水・金曜日の週3回実施など、より一層の省エネルギー対策に取り組んできました。

2 第3次実行計画について

(1) 計画期間・基準年度・対象範囲

計画期間：平成28年度（2016年）から令和2年度（2020年）までの5か年

基準年度：平成26年度（2014年）

対象範囲：市の事務・事業を実施するすべての部局

（小・中学校及び指定管理施設を含む。）

(2) 目標

温室効果ガス総排出量を令和2年度において平成26年度比で5%削減

【温室効果ガス総排出量の削減目標】

	平成26年度(基準年度)	5%削減	令和2年度(目標年度)
温室効果ガス 総排出量	11,060 t-CO ₂	⇒ △553t	10,507 t-CO ₂

【個別目標】

項 目		平成26年度実績	削減率	令和2年度目標	CO2削減量 (t- CO2)
電気使用量		13,543,272 (kwh)	4%	13,001,541 (kwh)	341.3
燃 料	灯油使用量	228,313 (l)	10.0%	205,482 (l)	56.8
	重油使用量	435,180 (l)	10.0%	391,662 (l)	117.9
	LPG使用量	23,468 (kg)	10.0%	21,121 (kg)	7.0
自 動 車	ガソリン使用量	30,191 (l)	6.0%	28,379 (l)	4.4
	軽油使用量	7,654 (l)	6.0%	7,075 (l)	1.5
	LPG使用量	0 (kg)	0.0%	0 (kg)	0.0
廃棄物排出量		10,908 (kg)	5.0%	10,363 (kg)	9.8
終末処理(下水)		6,030,387 (㎡)	5.0%	5,728,868 (㎡)	21.0
その他					0.0
合 計					559.8

【配慮項目】

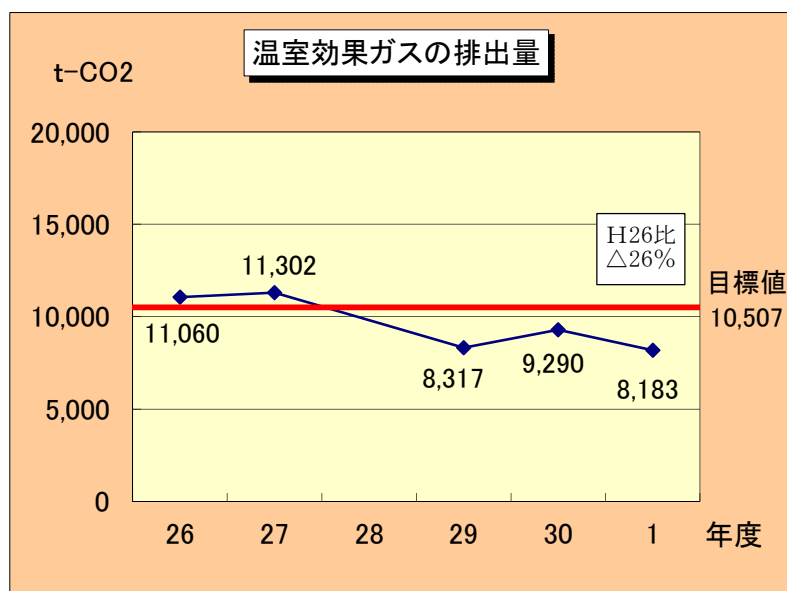
項 目	平成26年度実績	削減率	令和2年度目標
紙類の使用量	3,203,106 (枚)	5%	3,042,951 (枚)
上下水道使用量	26,569 (m3)	15%	22,584 (m3)
ノーマイカー通勤	3,556 (回)		週1回実施

* 温室効果ガス排出量の削減に寄与するものとして、個別目標項目に加えて自主的に取り組むものです。

(3) 経過（令和元年度までの実績）

① 温室効果ガス総排出量目標の達成状況

	平成26年度実績(基準)	令和元年度実績	削減量	削減率	目標達成率
温室効果ガス総排出量	11,060 t-CO ₂	8,183 t-CO ₂	2,877 t-CO ₂	26.0%	128.4%



※H28 年度は数値取得不能

温室効果ガスの総排出量は、減少傾向にありましたが、平成30年度には9,290 t-CO₂ でやや増加となっています。しかしながら、目標値の10,507 t-CO₂ は達成しています。

② 個別目標別取組状況

		(H26年度 対比)							
項 目	単位	平成26年度 実績	CO2排出量 (kg-CO2)	令和2年度 目標	CO2排出量 (kg-CO2)	令和元年度 実績	CO2排出量 (kg-CO2)	CO2削減率	CO2削減量 (kg-CO2)
電気使用量	kWh	13,543,272	8,532,261	13,001,541	8,190,971	11,718,341	6,445,088	24.5%	2,087,173
燃 料	灯油使用量	L	228,313	205,482	511,650	140,523	349,762	38.5%	218,538
	重油使用量	L	435,180	391,662	1,061,404	251,000	680,210	42.3%	499,128
	LPG使用量	kg	23,468	21,121	63,363	15,400	46,183	34.4%	24,217
自 動 車	ガソリン使用量	L	30,191	28,379	68,800	30,767	71,441	2.4%	1,759
	軽油使用量	L	7,654	7,075	18,400	12,856	33,170	△66.7%	△ 13,270
	LPG使用量	kg	0	0	0	0	0	100.0%	0
廃棄物排出量	kg	10,908	196,200	10,363	186,400	12,186	223,321	△13.8%	△ 27,121
その他			420,600		399,600		333,547	20.7%	87,053
合 計			11,060,199		10,500,588		8,182,721	26.0%	2,877,478

目標を達成している項目は、電気、灯油、重油、LPG使用量、その他の4項目です。なお、その他の主な構成要素は下水の終末処理です。

目標を達成していない項目のうち、ガソリンは基準年度より減少していますが、軽油使用量と廃棄物排出量は基準年度より増加しています。

③ 配慮項目取組状況

(H26年度 対比)						
項 目	単位	平成26年度 実績	令和2年度 目標	令和元年度 実績	削減率	削減量
紙類の使用量	枚	3,203,106	3,042,951	3,047,323	4.9%	155,783
上下水道使用量	m ³	26,569	22,584	10,672	59.8%	15,897

上下水道使用量は目標が達成されています。紙類の使用量は基準年度より減少していますが目標は達成していません。

(H26年度 対比)						
項 目		平成26年度 実績	令和2年度 目標	令和元年度 実績	増減率	増減数
ノーマイカー通勤	回数	3,556回	週1回実施	3,065回	△13.8%	△491
	削減CO2量	25,795 kg-CO2		20,187 kg-CO2	△21.7%	△5,608

ノーマイカーへの取組回数は減少しており、削減CO2量も減少しています。

④ 温室効果ガスの種類別の排出量

【令和元年度内訳】

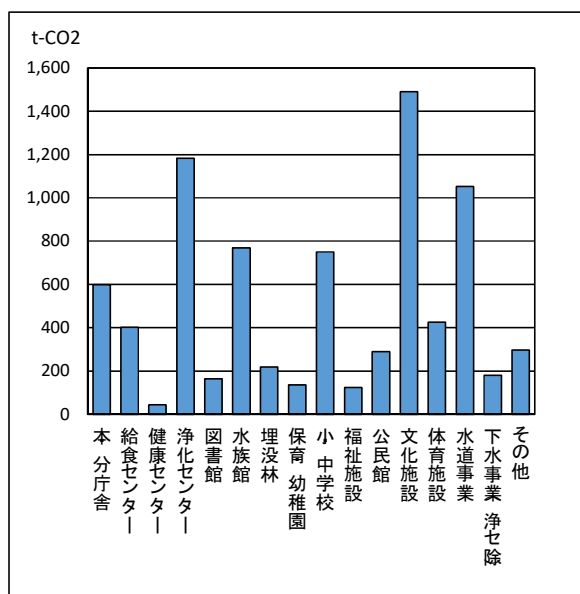
温室効果ガス	CO2換算(t-CO2)	構成比率(%)
二酸化炭素	7629.9	93.24%
メタン	108.3	1.32%
一酸化二窒素	444.2	5.43%
ハイドロフルオロカーボン	0.5	0.01%
合計	8182.9	100.0%

二酸化炭素排出量が
全体の9割以上を占めています。

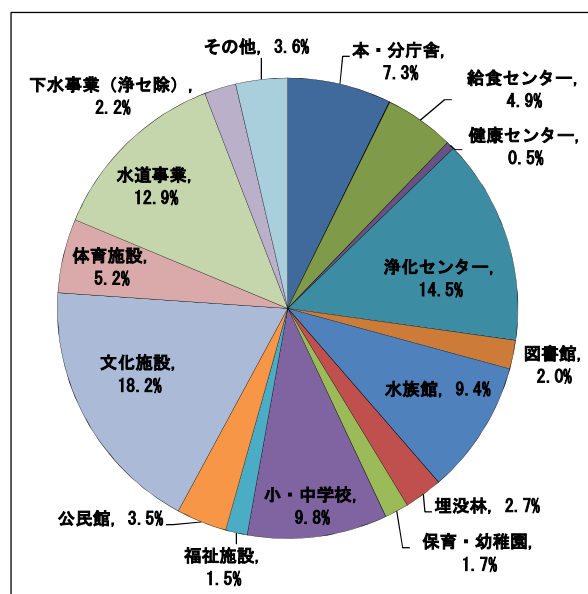
⑤施設別の温室効果ガス排出量

施設名	H26(基準) (t-CO2)	R1 (t-CO2)	削減量 (t-CO2)	削減率
本・分庁舎	590.1	598.2	-8.1	-1%
学校給食センター	454.2	402.3	51.9	11%
健康センター	36.1	44.3	-8.2	-23%
浄化センター	1,599.9	1,183.4	416.4	26%
図書館	190.8	164.2	26.5	14%
水族館	964.0	768.6	195.4	20%
埋没林博物館	228.2	219.7	8.5	4%
保育・幼稚園	182.4	136.7	45.7	25%
小・中学校	1,149.8	750.1	399.8	35%
福祉施設	181.3	123.8	57.5	32%
公民館	104.6	289.7	-185.1	-177%
文化施設	1,703.1	1,489.7	213.4	13%
体育施設	1,141.2	425.5	715.7	63%
水道事業	1,228.5	1,052.8	175.8	14%
下水事業(浄セ除)	724.4	181.4	543.0	75%
その他	581.5	297.5	284.0	49%
合計	11,060.2	8,128.0	2,932.2	27%

【R1 施設別温室効果ガス排出量】



【R1 施設別温室効果ガスの排出比率】



施設単位では、新川文化ホール等の文化施設、浄化センター、水道事業施設において排出比率が高くなっています。文化施設では電気使用量及び重油使用量が多く、浄化センターや水道事業施設では電気使用量が多いためです。

小・中学校は、統廃合によって施設が減少したため、排出量が削減されています。公民館は、公民館施設が移動した事によって基準年度より増加しています。

(4) 課題の整理

温室効果ガスの総排出量は、目標を達成しています。今後も減少に向けた取組を継続していく必要があります。

項目別の結果をみると、電気、灯油、重油、L P Gの使用量が目標を達成しています。ガソリン使用量は目標値に迫っていますが、軽油使用量及び廃棄物排出量はさらなる取組が求められます。ノーマイカー実施回数は年々減少しています。

次に、施設別にみると、文化施設、浄化センター、水道事業施設で温室効果ガスの総排出割合が大きくなっていますが、これらの施設はその性質上、施設改修や機器の更新によらなければ大幅な削減は困難といえます。

小学校については、統廃合によりエネルギー使用の削減が見られます。

また、文化施設、体育施設、水族館等については、空調や照明について市民等の利用者への配慮が必要であるものの、利用状況に応じたこまめな省エネルギーのための施設管理が求められます。

引き続き、職員の意識向上により改善が期待できる項目については、職員に対して情報提供を行い、積極的な取組がなされるように一層働きかけていく必要があります。しかしながら、ソフト面（職員の努力・取組等）のみでのエネルギー使用量の削減には限界があり、さらなる削減を進めるために、ハード面（公共施設の再編や設備更新の機会を捉えた省エネ化等）への積極的な取組も必要となります。

第3章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

温対法第20条の3に基づき、市役所の事務・事業に関し、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めます。また、関連するエネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）との連携を図ります。

2 計画の目的

環境の保全に向けた職員一人ひとりの実践や各課等の施設管理等により、市の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の措置を計画的に推進していくことを目的とします。

3 計画の期間

令和3年度（2021年）から令和7年度（2025年）までの5か年

今後の環境に関する課題や経済社会状況の変化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象範囲

(1) 対象施設

本市のすべての部局で行われる事務・事業を対象とします。

（指定管理施設も含みます。）

(2) 温室効果ガスの対象範囲

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4物質とします。

＊法第2条第3項において、温室効果ガスを二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質と定めていますが、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素については、地方公共団体の事務・事業からの排出はほとんどないとされていることから、本市における温室効果ガス排出量の算定に当たっては、算定の対象外とします。

【温室効果ガスの種類】

ガスの種類		市の事務・事業	人為的な発生源 *環境省2014年度速報値より	地球温暖化 係数	対象
二酸化炭素(CO ₂)		電気、燃料の使用	産業・運輸・業務・家庭でのエネルギー消費による排出が約87%を占める。	1	○
メタン(CH ₄)		自動車の走行、 廃棄物の焼却、 終末処理(下水)	農業(家畜の消化管内発酵や稲作等)による排出が約78%、廃棄物(埋立や排水処理等)による排出が約16%を占める。	21	○
一酸化二窒素(N ₂ O)		自動車の走行、 廃棄物の焼却、 終末処理(下水)	農業(家畜の排せつ物の管理、農用地の土壌等)による排出が約50%、燃料の燃焼が28%、廃棄物が15%を占める。	310	○
代替フロン等	ハイドロフルオロカーボン(HFC)全19種	カーエアコンの使用	冷媒として利用され、それによる排出量は約91%を占める。	12~14,800	○
	パーフルオロカーボン(PFC)全9種		半導体製造等が約51%、洗浄剤等が約46%を占める。	7,390~17,340	
	六ふっ化硫黄(SF ₆)		粒子加速器からの排出が43%、電気絶縁ガス使用機器から28%、半導体製造等による排出が約17%を占める。	22,800	
	三ふっ化窒素(NF ₃)		三ふっ化窒素の製造が81%、半導体製造が19%を占める。	17,200	

5 算定方法

温室効果ガスの排出量は、温対法施行令に基づき次のとおり算定します。

$$\begin{aligned} & \text{温室効果ガスの総排出量 (CO}_2\text{ 換算)} \\ & = (\text{各温室効果ガス排出量} \times \text{各温室効果ガスの地球温暖化係数}) \text{の合計} \end{aligned}$$

* 地球温暖化係数：個々の温室効果ガスの地球温暖化に対する効果を二酸化炭素の効果を1として相対的に表す指標

【各温室効果ガスの排出量】

活動区分ごとの「活動量」に「排出係数」を乗じて算出します。

* 活動量：生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標

* 排出係数：一単位当たりのある活動に伴う各種温室効果ガスの排出量

①二酸化炭素 (CO₂)

- ・ 燃料の使用 = 燃料使用量 × 排出係数
- ・ 電気の使用 = 電気使用量 × 排出係数

②メタン (CH₄) 及び一酸化二窒素 (N₂O)

- ・ 自動車の走行 = 走行距離 × 排出係数
- ・ 排水処理に伴う排出量 = 下水処理量 × 排出係数
- ・ 廃棄物の焼却に伴う排出量 = 一般廃棄物排出量 × 排出係数

③ハイドロフルオロカーボン (HFC)

- ・ カーエアコン使用に伴う排出量 = カーエアコンの台数 × 排出係数 × 使用期間
- * 使用期間：1年のうち3ヶ月使用するものとして計算します。

【各活動区分における排出係数一覧】

活 動		単位	排出係数				
			CO2	CH4	N2O	HFC	
燃 料	灯油	リットル	2.49				
	A重油	リットル	2.71				
	LPガス	kg	3.00				
自 動 車	ガソリン	リットル	2.32				
	軽油	リットル	2.58				
	LPガス	kg	3.00				
電気使用量		KWh	0.519				
自 動 車 走 行 距 離	ガ ソ リ ン L P G	普通・小型乗用車	km		0.000010	0.000029	
		軽自動車	km		0.000010	0.000022	
		普通貨物車	km		0.000035	0.000039	
		軽貨物車	km		0.000011	0.000022	
		特殊用途車・その他	km		0.000035	0.000035	
	軽 油	普通・小型乗用車	km		0.000002	0.000007	
		普通貨物車	km		0.000015	0.000014	
		特殊用途車・その他	km		0.000013	0.000025	
一般廃棄物の焼却		kg		0.077	0.0539		
終末処理(下水)		m3		0.00088	0.00016		
自動車用エアコン使用		台				0.010	

上記方法により、kg-CO2 を単位とする排出量を算出した後、t-CO2 単位で示します。
目標値及び実績の表示単位は t-CO2 とします。

第4章 基本理念と数値目標

1 基本理念

魚津市の自然環境を未来の世代へ引き継ぐためには、市と事業者、市民がともに環境問題に取り組む必要があります。

そのため、市が事業者・市民の見本となり、地域におけるリーダーシップを取るべく、温室効果ガス削減のための目標値を設定し、率先して省資源・省エネルギー及び環境問題に取り組んでいきます。

2 総合目標

魚津市では、5年計画の目標年である令和7年度（2025年）において、温室効果ガス総排出量を令和元年度（基準年度）から令和7年度（目標年度）の間に毎年前年度比で1%以上削減することを目標とします。

※本実行計画の目標値は、第3次実行計画の削減目標・達成状況及び省エネ法の目標（消費原単位において年1%以上削減）を踏まえて設定しています。

【温室効果ガス排出量の削減目標】

	令和元年度(基準年度)	毎年前年度比1%削減	令和7年度(目標年度)
温室効果ガス 総排出量	8,183 t-CO ₂	⇒ 計画期間内で△479t	7,704 t-CO ₂

3 個別目標と配慮項目

総合削減目標を達成するため、より具体的な取組として個別目標及び配慮項目を設け、それぞれに目標値を設定して取り組みます。

【個別目標】

項 目		令和元年度実績	CO2排出量 (t-CO2)	削減率	令和7年度目標	CO2排出量 (t-CO2)	CO2削減量 (t-CO2)
電気使用量		11,718,341 (kwh)	6,445.1	5%	11,132,424 (kwh)	6,122.8	322.3
燃 料	灯油使用量	140,523 (l)	349.8	12%	123,660 (l)	307.8	42.0
	重油使用量	251,000 (l)	680.2	10%	225,900 (l)	612.2	68.0
	LPG使用量	15,400 (kg)	46.2	10%	13,860 (kg)	41.6	4.6
	ガソリン使用量	30,767 (l)	71.4	15%	26,152 (l)	60.7	10.7
自 動 車	軽油使用量	12,856 (l)	33.2	10%	11,570 (l)	29.9	3.3
	LPG使用量	0 (kg)	0.0	0%	0 (kg)	0.0	0.0
廃棄物排出量		12,186 (kg)	223.3	5%	11,577 (kg)	212.2	11.2
終末処理(下水)		4,790,912 (m³)	326.2	5%	4,551,366 (m³)	309.9	16.3
その他			7.4	5%		7.0	0.37
合 計			8,182.7			7,704.0	478.7

【配慮項目】

項 目	令和元年度実績	削減率	令和7年度目標
紙類の使用量	3,047,323 (枚)	5%	2,894,957 (枚)
上下水道使用量	10,672 (m ³)	15%	9,071 (m ³)
ノーマイカー通勤 (削減CO ₂ 量)	3,065 (回) 20,187 (kg-CO ₂)		週1回実施 41,929 (kg-CO ₂)※

※全職員が毎週1回実施

第5章 取組項目

温室効果ガスの排出を伴う事務・事業における活動項目ごとの目標達成のために、以下の取り組みを実施します。また、その他環境に配慮した事務・事業の実施に努めます。

1 個別目標に関する取組

取組① 電気使用量の削減

R7 目標値 11,132,424(kwh)

削減率 5 %

●照明

- ・会議室等共用部分の照明は、使用者が必要な場所や時間を管理します。
- ・休憩時間や時間外は、特に照明の必要な箇所を除き消灯を徹底します。
*環境推進員：施設内に節電・消灯を促す掲示を行います。
- ・計画的な事務処理による効率化を心がけ、残業の削減に努めます。
- ・ノー残業デー（毎週水曜日）を推進します。
- ・ライトアップ施設の一斉消灯を実施します。
*環境推進責任者：毎週一回（ノー残業デー）に時間外一斉消灯を行います。

●O A 機器等

- ・O A 機器等電気機器を使用していないときや昼休み時間は電源を切ります。
- ・O A 機器等電気機器を使用するときは省エネモードに設定します。
- ・O A 機器等電気機器の台数の適正化を行います。

●エレベーター

- ・エレベーターの利用を控え階段を利用します。
*環境推進員：エレベーター乗り場に階段利用を促す掲示を行います。

●電気機器の購入

- ・冷暖房機器の新設・更新時には、環境負荷の少ない燃料・冷媒を使用した設備を導入します。（技術開発の動向を踏まえた導入を行います。）
- ・照明灯を含む電気機器の購入にあたっては、省エネルギータイプの機器（LED照明等）への切替え・導入を行います。

●施設の省エネルギー化

- ・施設の省エネ診断を行います。
- ・省エネ型照明（LED照明等）への更新を行います。
- ・窓の二重化、断熱ガラスの採用等による断熱化を行います。
- ・壁や天井等において断熱材や遮熱塗料等による断熱化を行います。
- ・省エネ型冷暖房、省エネ型冷蔵ケース、省エネ型ボイラー、ヒートポンプ給湯器等の省エネ設備への更新を行います。

●冷暖房等の空調設備

- ・冷暖房機器の使用時の室温は、冷房使用時は28℃、暖房使用時は20℃を目安

とし、過度にならないように適切な調節に努めます。

＊環境推進員：冷暖房の設定温度について来庁者への理解を得、環境に関する啓発を図るため、掲示を行います。

- ・夏季には、ブラインドを閉め、日光による温度上昇を避けます。
- ・冷暖房中は、窓やドアをきちんと閉め、効率的な温度調整を行います。
- ・夏季の執務中の服装は暑さをしのぎやすいクールビズ（軽装）を心がけます。
- ・冬季の執務中の服装は、暖房に頼りすぎず、働きやすく暖かいウォームビズ（重ね着）を心がけます。
- ・「魚津市公共施設再編方針」（令和２年３月改定）及び「魚津市公共施設等総合管理計画」（令和２年１２月改定）に基づく施設の再編や維持・更新等の実施の中で、温室効果ガスの排出量削減を図ります。

●電気事業者の選択の検討

節電の取組を継続しながらも、二酸化炭素の排出量のより少ない電源による電気事業者の選定を検討します。

取組② 燃料使用量の削減

R7 目標値

—

削減率 燃料 10～12%、自動車 10～15%

●空調設備

- ・暖房機器の使用時の室温は 20℃を目安とし、過度にならないように適切な調節に努めます。

＊環境推進員：暖房の設定温度について来庁者への理解を得、環境に関する啓発を図るため、掲示を行います。

- ・暖房中は、窓やドアをきちんと閉め、効率的な温度調整を行います。
- ・冬季の執務中の服装は、暖房に頼りすぎず、働きやすく暖かいウォームビズ（重ね着）を心がけます。
- ・施設改修にあたっては、省エネ型の暖房を導入します。

●公用車の使用

- ・法定速度を守り、アイドリングストップを励行します。
- ・急加速・急発進・急停止の自粛、エンジンプレーキの有効利用など環境に配慮した運転「エコドライブ」を実践します。
- ・タイヤの空気圧調整等、公用車の整備・維持管理を徹底します。
- ・不要な荷物の積載を避けます。
- ・公共交通機関の利用を促進し、公用車の使用を抑制します。
- ・近距離の業務には、徒歩や公用自転車を利用し公用車の使用を自粛します。
- ・同一目的での使用などでは、相乗りを励行します。
- ・公用車の更新時には、必要最低限の大きさのものを選択します。
- ・低公害車、低燃費車、電気自動車の導入及び利用を推進します。

＊会議での来庁者の自動車使用自粛やアイドリングストップの協力を要請します。

取組③ 廃棄物の排出抑制

R7 目標値

11,577(kg)

削減率

5 %

- ・ごみの分別・減量を徹底します。
- ・古紙、容器包装のリサイクルを徹底します。
- ・機密文書のリサイクルを徹底します。
- ・使い捨て商品や過剰包装された商品の購入を控えます。
- ・物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努めます。
- ・市が主催するイベント開催時の飲食について、使い捨て容器や紙コップ、割り箸等の使用を避け、リユース容器の利用に努めます。
- ・各職場のゴミ箱は、原則1個とします。
- ・学校給食残渣について、排出抑制しながら、樹木の剪定枝や落ち葉、草とともに、堆肥化等のリサイクルを推進します。

＊環境推進員：各職場のごみの排出量を把握します。

2 配慮項目に関する取組**取組④ 紙の使用量の抑制**

R7 目標値

2,894,957(枚)

削減率

5 %

- ・両面印刷、両面コピーを徹底します。
 - ・資料等は簡潔なものとしします。
 - ・資料等の作成部数は必要最小限に抑えます。
 - ・事前配布資料は原則再配布せず、資料の部分訂正は、差替えでなく見え消しでの訂正とします。
 - ・文書の共有化を徹底します。
 - ・電子メール、庁内LANの活用及び資料等の磁気媒体保存によりペーパーレス化を進めます。
 - ・ホームページを利用して報告書等を公開し、印刷物の発行部数を削減します。
 - ・プロジェクターの使用等、資料を共有化した会議の実施に努めます。
 - ・片面使用済み用紙を利用します。
 - ・庁内の連絡文書等で封筒の使用が必要な場合は、使用済み封筒を再利用します。
- ＊環境推進員：各職場単位でコピー用紙の使用実態を把握します。

取組⑤ 上下水道使用量の削減

R7 目標値

9,071(m3)

削減率

15%

- ・流し台では、こまめに蛇口を閉めます。
- ・漏水点検を徹底します。
- ・公用車の洗車時には、バケツを使用するなど節水に努めます。
- ・水を使用する機器の導入・更新にあたっては、節水型機器を導入します。

取組⑥ ノーマイカーの実践

R7 目標値

週 1 回実施

- ・毎週水曜日を「ノーマイカーデー」として、公共交通機関、自転車の利用又は徒歩、相乗りによるノーマイカー通勤に努めます。
- ・「県・市町村統一ノーマイカー運動」に取組みノーマイカー通勤を促進します。
- ・通勤距離が 2 km 未満の職員はマイカー通勤を自粛します。

3 その他の取組

取組⑦ 物品調達に関する取組

●グリーン購入の取組

- ・物品の調達に当たっては「魚津市グリーン購入調達方針」に基づき、環境へ配慮した調達を行います。
- ・物品の調達と使用に当たっては、特に次の点に留意します。
 - ①事前に、調達の必要性と適正量を十分検討し、調達総量を抑制します。
 - ②価格や品質などに加え、環境保全の観点を十分考慮し、環境負荷低減のための配慮がなされているものを選択します。
 - ③調達した物品の使用に当たっては、長期使用、適正使用、廃棄時の分別等に留意し、環境への負荷が着実に低減するよう努めます。

＊環境推進員：特定調達品目の調達状況を把握します。

【製品別購入の留意点】

○紙類

- ・古紙配合率の高い製品を選択します。
- ・白色度の低いものを選択します。

○文具類

- ・リサイクル製品や再生可能な製品を選択します。
- ・使い捨て用品や過剰包装製品の購入を自粛します。

○照明

- ・LED照明等の高効率照明を選択するとともに、用途に見合った能力のものを使用します。

○公用車

- ・低公害車、低燃費車、電気自動車等環境に配慮した車種を選択します。
- ・必要最低限の大きさのものを選択します。

○印刷

- ・外注印刷物は、可能な限り再生紙で発注します。
- ・「にいかわの守紙」などの環境に配慮した紙による印刷を図ります。
- ・印刷物には、以下の表示に努めます。

①再生紙使用マーク（Rマーク）

ごみ減量化推進国民会議で定められたマークにより、古紙配合率及び白色度を表示します。

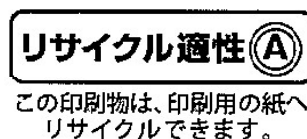
②リサイクル適性

日本印刷産業連合会の「古紙リサイクル適性ランクリスト」規格に従い、適性ランク A B C D の表示を行います。

【Rマーク】



【リサイクル適性表示例】



●環境配慮契約に関する取組

- ・自動車及び建築物に関する契約を締結する場合には、価格に加えて環境性能も含めて検討します。

* 環境配慮契約とは。

一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を含めて評価し、最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とすることです。

具体的には、(例)

方針において対象とする契約類型（自動車・建築物等）、契約方法（総合評価落札方式等）を定めます。総合評価落札方式では、業者選定時の評価において価格のほかに環境性能等の項目・配点を設け、総合的に評価して契約相手を選択します。

- * 平成 19 年 5 月に公布された「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」において、地方公共団体は、環境配慮契約に関する方針を定め、取組の推進に努めることとされています。

今後、この法律に基づき、地域の自然的・社会的条件に応じた方針を定めると共に、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の推進に取り組んでいきます。

【参考：環境ラベル】

物品購入にあたって、環境負荷の少ない製品を優先的に購入するため、参考となる環境ラベルの一例を掲載します。

エコマーク	グリーンマーク	再生紙マーク	
環境保全に資する商品	古紙利用商品	古紙配合率を示す	
省エネラベリング制度	自動車の燃費性能の評価及び公表	国際エネルギースタープログラム	富山県リサイクル認定シンボルマーク
省エネ基準達成商品	燃費性能を示す	省エネOA機器	認定を受けたリサイクル製品・エコショップ・エコ事業所

取組⑧ 施設の建設等に関する取組

●自然エネルギー等の活用

- ・太陽光や風力、水力等の自然エネルギー発電の導入を推進します。
- ・空間の確保を図り、通風や採光などの活用に努めます。
- ・建築物の外断熱や窓の２重化、ペアガラス等の採用により一層の高気密、高断熱化を図ります。

●再生資材や再生可能資材等の使用

- ・アスファルト塊、コンクリート塊、建設発生木材等による再生資材の利用、再生可能資材の使用を推進します。

●環境に配慮した公共工事の推進

- ・公共施設再編において、施設の ZEB 化を検討します。
- ・魚津市公共建築物木材利用推進方針に基づき、市が整備する公共建築物において木材の利用を推進します。
- ・発生した建設廃棄物は、分別を徹底し、再利用に努めます。
- ・建設残土は、工事現場内で埋め戻しや市発注工事間で流用します。
- ・廃棄物から作られた建設材料等の利用に努めます。

●施工作業における環境負荷の低減

- ・騒音、振動、粉じんの発生を抑制し、大気や水質の汚染防止に努めるため低公害型建設用機械の使用を発注者として促します。
- ・施工業者に安全対策はもとより公害防止対策や環境に配慮した作業法を徹底させます。

●環境との調和

- ・公共工事及び公共施設の環境への負荷を極力抑えるとともに、周辺環境との調和を図ります。
- ・公共施設整備において地球環境に調和したデザインあるいは美しい景観づくりを推進します。
- ・公共施設の建設地域の選定にあたっては、可能な限り公共交通機関の利用に配慮します。

●緑化の推進

- ・遊休地の活用を検討し、緑地や都市空間としての整備に努めます。
- ・道路や街路の緑化にあたっては、景観や大気浄化能力等に配慮して樹種を選定するとともに、適正な維持管理をします。
- ・グリーンカーテンの実施など、建築物の壁面、屋上等の緑化を推進します。
- ・雨水利用や雨水の地下浸透を推進します。

取組⑨ 職員研修等の取組

●職員研修等

- ・職員一人ひとりの意識向上を図るため、環境に関する研修を行います。
- ・環境に関する情報の提供を行います。

●職員の環境保全活動等への積極的参加

- ・省エネルギーやごみの分別等を家庭や地域でも実践します。
- ・町内会等の美化清掃など環境保全活動に積極的に参加します。
- ・うちエコ診断等の家庭版省エネ診断ツールを積極的に活用します。

第6章 計画の推進体制

1 推進体制

環境政策会議及び環境政策推進委員会により、本計画を推進します。

- ① 環境政策会議（設置要綱による）
- ② 環境政策推進委員会（設置要綱による）
- ③ 推進委員（各課等の長）

所属において本計画が着実に実行されるよう、所属職員に対し助言・指導を行います。

所属の管理する施設・設備機器等の省資源・省エネルギー対策・リサイクル等を推進し、必要な予算措置を講じます。

所属の実施状況報告書及び調達報告書を事務局へ提出します。

- ④ 環境推進員（各課等の庶務）

始業前、昼休み、退庁時の消灯、ＯＡ機器等のこまめな節電を徹底します。

ごみの分別排出を徹底し、毎月の排出量を把握します。

物品購入に際しては、グリーン購入を推進し、調達状況を把握します。

公用車を管理している場合は、燃料使用量・走行距離を毎月点検します。

施設等を管理している場合は、電気・水道・燃料使用量を毎月点検します。

実行計画の取組等に関する職員からの提案等を事務局に提出します。

- ⑤ 一般職員

実行計画に従って、自発的かつ積極的な行動を実施します。

- ⑥ 事務局（環境安全課）

実行計画における実施状況の集計を行います。

年次報告書を作成するとともに、実施状況について公表します。

2 点検・評価

環境政策会議において、事務局が作成した年次報告書をもとに点検・評価を行います。また、令和3年度から令和7年度の計画期間が終了した後に達成度を評価し、温室効果ガス削減目標を見直します。

3 公表

実施状況については、年次報告書をもとに、市内部へは庁内ネットワークへの掲載により、また外部への公表にあたっては、市広報やホームページへの掲載により行います。

《用語の説明》

* パリ協定

2015年11月に開催された気候変動枠組み条約第21回締約国会議（C O P 2 1）で採択された協定。気温上昇を産業革命前に比べて2度に抑えるよう努力すること、世界全体の温室効果ガスの排出量をできるだけ早く減少に転じさせ、今世紀後半には実質的にゼロにするよう削減に取り組むこと等が盛り込まれている。京都議定書以来18年ぶりの国際的な枠組みであり、途上国を含むすべての国が協調して削減に取り組む初めての枠組みとなった。

* 地球温暖化対策の推進に関する法律（1998年10月9日公布）

国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。

【抜粋】

第20条（国及び地方公共団体の施策）

2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

第20条の3（地方公共団体実行計画等）

都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）を公表しなければならない。

* エネルギーの使用の合理化に関する法律（1979年施行）

エネルギーの使用の合理化に関する措置を講じ、エネルギーの有効な利用の確保を目的とする。自動車の燃費基準や電気機器等の省エネルギー基準へのトップランナー方式の導入、エネルギー消費工場・企業への中長期の省エネルギー計画の作成・提出の義務付け等が定められている。